

## 阿武町誤振込事件を税理士が考えると

国税徴収法による差押などを通じて回収が進んだとされている。二つの問題がある。

一つは些少な滞納額で過大な差押ができるかという問題。例えば、貸したお金を返してもらったら、返した人に滞納があった。これにより、預金を差押されて預金が引き出せず生活が出来なくなる場合がある。この権力を脅しのように使う公務員も増えている。

もう一つは課税問題。容疑者が全額カジノでスったのなら、容疑者は振り込まれた掛け金を使い込んだ分は一時所得。そのカジノ業者から役場に返金あれば債務免除益になり贈与税課税もありえる。

紙面が足りないくらい、課題は多いのだが。



税理士  
足田 英司

税金や相続、  
経営に関する  
お悩みを抱えて  
いませんか



●経済産業大臣認定「経営革新等支援機関」・近畿税理士会成年後見支援センター相談員●

税理士法人 **京阪総合会計事務所**

**枚方** 072-805-5252 **淀屋橋** 06-4792-7845

「アゴラを見た」とお伝えいただくと  
**初回1時間無料!**

ご相談は事前に予約してください。

〒573-1192枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階 〒530-0047大阪市北区西天満2-6-8堂島ビルディング701

☐ <https://kskj.jp> ■近畿税理士会所属登録番号(枚方事務所1232/淀屋橋事務所1232-1)